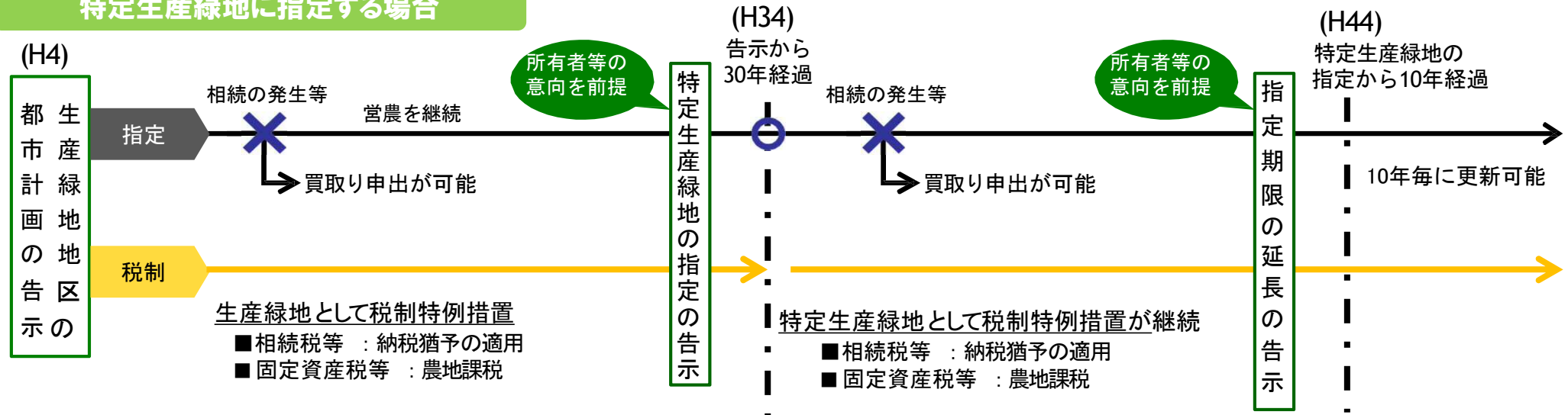


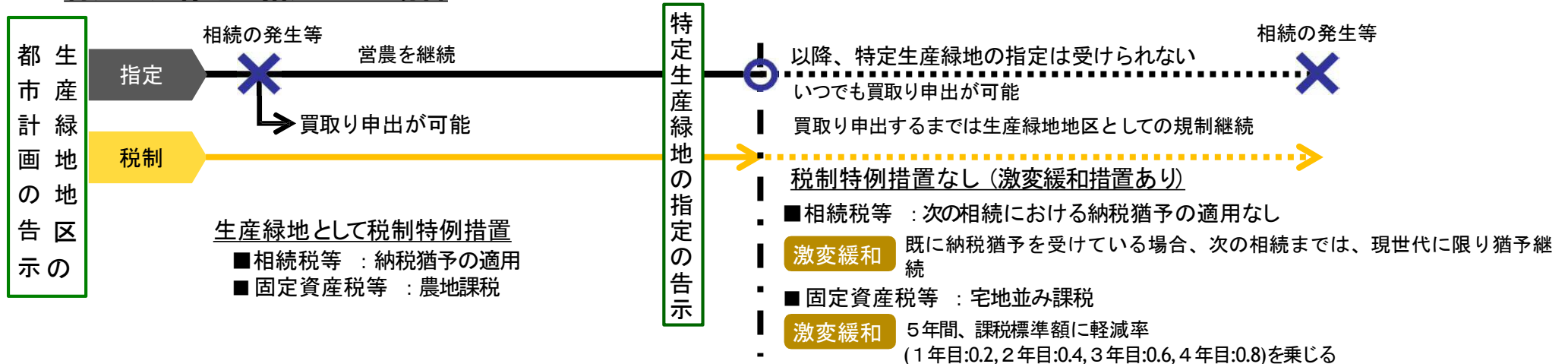
特定生産緑地制度

- ・生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定できる。
- ・指定された場合は、買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期される。10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができる。

特定生産緑地に指定する場合



特定生産緑地に指定しない場合



特定生産緑地制度

○生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後は、いつでも買取り申出が可能となることから、従来、適用されていた税制措置が変わります。引き続き、都市農地の保全を図るため、特定生産緑地制度を創設し、所有者の意向を踏まえ、買取り申出期間を10年延伸できることとしました。

○特定生産緑地を選択することで、農地の保有や相続における様々なメリットがあります。
制度内容を十分にご理解の上、ご判断頂きますようお願いいたします。

※都市計画決定から30年経過前までに選択しないと、指定できなくなります。ご注意ください。

営農を続ける際のメリット

特定生産緑地を選択

- **固定資産税等は引き続き農地評価です**
特定生産緑地の固定資産税・都市計画税は引き続き、農地評価・農地課税です。
- **10年毎に継続の可否を判断できます**
特定生産緑地の指定は、10年毎の更新制です。
(10年の間に相続が生じた場合は、これまで同様、買取申出が可能です)。

特定生産緑地を選択しない

- × **固定資産税等の負担が急増します**
5年後には、ほぼ宅地並み課税の税額まで上昇します。
- × **30年経過後は、特定生産緑地を選択することはできません**
特定生産緑地は、生産緑地地区の都市計画決定後30年経過する前までにしか指定できません。

相続する際のメリット

特定生産緑地を選択

- **次の相続での選択肢が広がります**
次世代の方は、次の相続時点で相続税の納税猶予を受けて営農を継続するか、買取り申出をするかを選択できます。
- **農地を残しやすくなります**
次世代の方が、第三者に農地を貸しても、相続税の納税猶予が継続する見込みです(新たな賃借制度がH30.9月施行)。

特定生産緑地を選択しない

- × **次の相続での選択肢が狭まります**
特定生産緑地を選択しないと、次世代の方は納税猶予を受けることができません
(現世代の納税猶予は、次の相続まで継続します)。
- × **固定資産税等の負担が急増します**
5年後には、ほぼ宅地並み課税の税額まで上昇します

生産緑地と税制措置

区 分	三大都市圏特定市※1の 市街化区域内農地 (越谷市は三大都市圏特定市に該当)			一般市町村の 市街化区域内農地	
	生産緑地以外	生産緑地		生産緑地以外	一般農地
固定資産税 の課税	30年経過後非特 定生産緑地	30年まで又は 特定生産緑地			
	宅地並み評価 宅地並み課税	宅地並み評価 宅地並み課税	農地評価 農地課税	宅地並み評価 農地に準じた課税	農地評価 農地課税
相続税の 納税猶予	納税猶予なし	納税猶予なし 現世代の納税猶予のみ 終身営農で免除 (現世代に限り、賃借※2 でも納税猶予継続)	納税猶予あり 終身営農で免除 賃借※2でも納税猶予継続	納税猶予あり 20年営農で免除	納税猶予あり 終身営農で免除 (H21改正前は20年) 賃借(農業経営基盤強化促 進法)でも、納税猶予継続
	特になし	買取り申出可能 建築制限あり	30年(特定:10年) 建築制限あり	特になし	市街化調整区域内は 開発許可
農地転用 の制限	原則自由(届出制)				原則不自由(許可制) 一定の場合、賃貸借可能

※1 三大都市圏特定市とは、①都の特別区の区域、②首都圏、近畿圏又は中部圏内にある政令指定都市、③②以外の市でその区域の全部又は一部が三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等の区域内にあるもの。ただし、相続税は平成3年1月1日時点で特定市であった区域以外は一般市町村として扱われる。

※2 都市農地の賃借の円滑化に関する法律(仮称)、特定農地貸し付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく賃借に限る。